

■建築確認申請書に添付すべき書類一覧表(令和5年4月1日現在)

(注意事項)

①添付部数については、原則、2部(正本・副本に各1部)添付が必要です。

②事前に許可等の手続き完了後、確認申請を提出してください。また、計画変更が発生した場合は、再度、許可申請手続きが必要になる場合があります。

No.	事項	添付すべき書類	注意点等
1	建築確認申請書(正本・副本)	字図の写し 【計画変更の場合】付近見取図、配置図及び変更前後図面の添付	①申請地の範囲を赤枠等で明示してください。 ②工作物・建築設備(昇降機等)の確認申請は添付不要です。
2	建築基準法(関連法規含む)の建築許可・承認等を受けた場合	許可書・承認書の写し	許可によっては、建築審査会等の同意が必要となる場合があります。
3	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく特定盛土等規制区域内に建築する場合	宅地造成及び特定盛土等規制法に適合することを証する書類	許可書若しくは届出の写し又は許可若しくは届出不要を証する書類
4	市街化調整区域内に建築する場合(都市計画法による手続きが必要な場合)	①開発行為許可書の写し ②開発行為変更許可書の写し ③開発行為検査済証の写し ④都計法第41条許可書の写し ⑤都計法第42条許可書の写し ⑥建築行為許可書の写し ⑦許可不要が確認できる書類	①開発行為許可書写し添付の場合は、接道について当該開発行為で新規に造成される開発道路以外の道路に接道していない場合は、受付受理はできません。(開発道路以外の道路に接道している場合は受付可能ですが、確認申請の確認済となるまでに開発完了公告済としてください。) ②開発許可不要となる場合、事前に建築指導課開発審査係と協議を行い、別途必要提出書類の確認を行ってください。
5	市街化区域内の敷地面積1,000㎡以上に建築する場合(都市計画法による手続きが必要な場合)	①開発行為許可書または開発行為検査済証の写し	①開発行為許可書写し添付の場合は、接道について当該開発行為で新規に造成される開発道路以外の道路に接道していない場合は、受付受理はできません。(開発道路以外の道路に接道している場合は受付可能ですが、確認申請の確認済となるまでに開発完了公告済としてください。)
6	都市計画施設(計画道路等)内に建築する場合	都市計画法53条許可書の写し	都市計画施設の有無について、事前に確認を行ってください。
7	土地区画整理事業区域内の場合	土地区画整合法76条許可書の写し	
8	地区計画内に建築する場合	地区計画適合書の写し	佐賀市内は以下の4地区を定めています。 ①兵庫北地区(兵庫北1~7丁目) ②佐賀城内地区(城内1~2丁目、水ヶ江1丁目及び3丁目) ③新県立病院建設地区(嘉瀬町・佐賀県医療センター好生館) ④藤木西地区(兵庫町大字藤木字一本松地内) ⑤東山田地区(大和町大字東山田及び大字川上地内)
9	高度地区内に建築する場合(高さ15mを超える建築物(申請・既存とも))	許可書の写し	許可に際しては、建築審査会の同意が必要となる場合があります。
10	風致地区内に建築する場合	許可書の写し	佐賀市内は以下の2地区を定めています。 ①神野公園風致地区(神園四丁目地内) ②松原公園風致地区(松原二丁目地内)
11	佐賀市屋外広告物条例に該当する場合	屋外広告物許可書の写し	
12	公有水面占用により接道又は一団の敷地となる場合	公有水面占用許可書の写し	①一級・二級・準用河川は建築基準法第43条の規定による許可が事前に必要となります。 ②橋梁設置がない場合でも、公有水面占用許可及び建築基準法第43条の規定による許可が必要となる場合があります。
13	浄化槽設置の場合	①浄化槽設置届の写し ②佐賀市設置の場合⇒設置申請書の写し ③浄化槽変更届の写し	①あらかじめの検討として以下の明示等を行ってください。 ※確認申請第四面【19.備考】欄に浄化槽の認定番号を明記する。 ※浄化槽の図面・認定書の写しを添付する。 ②左記③については、佐賀市上下水道局より届出が必要とされた場合、変更届の写しを添付してください。
14	工場・作業所(工場と同等の利用形態の場合)・危険物の貯蔵・処理の用途に供する場合	工場及び危険物調書	①原動機がある場合、(出力等が確認できる)カタログ写し等の添付が必要です。 ②敷地内に工場等の用途以外の建築物(例:付属倉庫等)を増築する場合も工場及び危険物調書の添付が必要です。
15	既存不適格建築物の場合	既存不適格調書	
16	2項道路に接道している場合	セットバック誓約書	①2部(正・副)添付してください。 ②幅員4m以上で申請地がセットバック不要の場合は添付不要です。
17	貸店舗・貸事務所の用途に供する場合	貸店舗誓約書	2部(正・副)添付してください。
18	佐賀市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に該当する中高層建築物等の場合	佐賀市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく「事前説明等報告書(審査済)」の表紙写し	①地階を除く階数が4以上又は高さが15mを超える建築物 ②高さが15mを超える携帯電話の電波塔 ※確認申請提出の30日前までに事前説明報告書の提出が必要です。
19	佐賀市ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱に該当するワンルーム形式集合住宅	佐賀市ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱に基づく「ワンルーム形式集合建築物事前協議書(審査済)」の表紙写し	①1住戸の専用床面積が30㎡以下の住戸を10戸以上有する建築物 ②寄宿舍、寮、社宅等の用途についても指導要綱の対象となります。 ③確認申請提出の30日前までに標識の設置が必要です。
20	佐賀市葬祭場の建築等に関する指導要綱に該当する葬祭場	佐賀市葬祭場の建築等に関する指導要綱に基づく「標識設置報告書(審査済)」の表紙写し	①葬祭場(業として葬儀を行うことを主たる目的とした集会施設)の新築、改築若しくは増築又は用途変更若しくは使用方法の変更を行う場合 ※確認申請提出の30日前までに標識の設置が必要です。
21	建築協定区域内に建築する場合(対象区域) ①ふれあいタウン土井建築協定 ②駅前中央一丁目建築協定	①ふれあいタウン土井建築協定⇒「ふれあいタウン土井建設計画書(承諾済)」の写し ②駅前中央一丁目建築協定⇒「建築協定に伴う建築行為届出に対する通知書」の写し	
22	確認申請を代理人が代行して行う場合	委任状	復代理がある場合、復代理者の明示も必要です。
23	上記以外で建築主事が添付必要と判断する場合	個別判断	